債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
宮城県石巻市真野字小屋前38番地１
清算株式会社　ウッド新沼株式会社
代表清算人　新沼　　豊
１　決定年月日　令和７年11月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所石巻支部

令和７年（ヒ）第１４号
静岡県藤枝市高柳1627番地の１
清算株式会社　株式会社エムテック
代表清算人　水野　　進
１　決定年月日　令和７年11月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３３号
京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町366番地
清算株式会社　株式会社青松
代表清算人　松井淳太郎
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第３０３３号
大阪府東大阪市宝町７番９号
清算株式会社　藤田電業株式会社
代表清算人　藤田　敦泰
１　決定年月日　令和７年11月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１７号
京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623
清算株式会社　株式会社たんばら園
１　決定年月日　令和７年11月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０６１号
東京都港区六本木３丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー
清算株式会社　ｂ―ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社
代表清算人　塚田　美樹
１　決定年月日　令和７年11月７日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
１　定義
⑴　協定債権とは、清算株式会社の債権者の債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権（以下、「優先債権等」という。）を除いた債権をいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
⑶　協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
⑷　弁済対象基準額とは、別紙の協定債権者については別紙の債権額を意味し、別紙の債権者以外の債権者（第３に記載の役員等債権）については特別清算開始決定時における協定債権元本額を意味する。
２　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（大江・田中・大宅法律事務所東京都港区虎ノ門一丁目12番９号スズエ・アンド・スズエビル６階）において行う。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更及び弁済方法
１　協定債権元本について
⑴　基本弁済
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、清算株式会社における弁済原資（優先債権等の金額を控除した、協定債権の引当てとなるべき財産の額をいう。）を、弁済対象基準額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
清算株式会社は、上記⑴の弁済実行と同時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の弁済の実行後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を除いた残額を追加弁済額として、各協定債権者に対し、上記⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債権の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
２　協定債権元本以外の協定債権
清算株式会社は、弁済を実行する場合には弁済実行時において、それぞれ、利息、遅延損害金その他、協定債権元本以外の協定債権につき、全額の免除を受ける。